

# JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

番外編

[info@jhu-wing.main.jp](mailto:info@jhu-wing.main.jp)

<https://jhu-wing.main.jp/>

11月2日 交渉（団交）報告：その4

またもや組合への支配介入？

証拠も示さず組合非難

「業務委託契約」説明資料

## 稲盛氏宅周辺の第三者宅に会社資料を配った？

《会社》8月2日付「稲盛氏周辺宅へのビラ配布」に係る「申入れ書」に関連して、再確認に係る3点の質問についてお答えする。1点目は、稲盛氏宅以外何件に配られたのか、その範囲、規模について確認した内容を報告すること。2点目は、誰にどのように確認したのか、周辺お住まいの親族宅は情報確認先に含まれているのか。3点目は、情報の再確認は8月2日付けの申入れ書に係る第一報をされたお宅にしたのか、それともそれ以外のお宅に確認を取ったのか、という質問だ。

お答えする。稲盛さん宅以外の周辺宅に（注：「業務委託に係る会社資料」が）配布されたことを改めて関係者から再確認した。一方、質問頂いた件数、範囲、規模、情報確認において、誰にどのように確認したか、或いは親族宅が含まれているか、情報確認を誰に行なったかについては、情報提供頂いた方の個人の特定に繋がりにかねない内容なので、その点は回答を控えさせて頂きたいと思っている。以上ご回答させて頂く。

**会社：稲盛氏宅以外の周辺宅に資料配布されたことを改めて関係者から再確認した**  
**会社：情報確認を誰に行なったかは、個人の特定に繋がりにかねない、回答を控える**

**やってもいないことを非難している、  
説明責任は会社にある、証拠を示して説明せよ！**

【JHU】この件は会社が、組合がやっていないことを一方的に非難していることだから、証拠を示して事実であることを証明する責任は会社にある。今の回答は、8月2日に会社が出した文書の根拠および再確認の方法等について、全く答になっていない。

《会社》組合がと言ったが、組合と関係ない人が配ったという可能性はあるのか。

【JHU】ない。稲盛氏宅以外に会社資料は配っていない。このことは先日の事務折衝（10/20）でも伝えた。

《会社》そうですか。

【JHU】その上で、3点を質問したが、再確認したというだけで、個人の特定に繋がるという理由をたてに質問に答えていない。第三者に確認したのなら、親族は含まれていないと言えただけだ。やってもいないことで組合を非難する文書だ。会社には説明責任がある。証拠を示してきちんと説明せよ。

《会社》質問に対する答えは先ほどお伝えした通りだ。個人の特定にも繋がるので、回答を控えさせて頂く。

【JHU】これも組合に対する支配介入になることを警告しておく。（裏面参照：会社申入れ書）

2022年8月2日

JAL 被解雇者労働組合  
委員長 [REDACTED] 殿

日本航空株式会社  
人財戦略部長 [REDACTED]

申入れ書

会社は、2022年6月23日の事務折衝の席上、貴組合の要求に対して業務委託契約に基づく解決案を提示し、その後、貴組合からの申し入れも踏まえ、同契約の概要を説明する文書として、7月8日付「業務委託契約（案）概要」を提示したところです。

しかるに、2022年7月26日に京都市伏見区内で貴組合が実施した街宣行動において、当該文書を第三者に広く配布したことが確認されております。

当該文書は、会社と貴組合との整理解雇事件を巡る交渉の一環として貴組合に提示したものであり、業務委託契約の具体的な委託金水準や期間等も記載されているなか、未だ合意に至っていないものであって当該文書を一般人に広く配布することは予定していません。労使協議の過程で提示した文書を会社の了承なく外部に配布する行為は、労使協議の信義に反し円滑な労使協議を阻害するものであって、労使協議の基本的なルールに反する行為といわざるを得ません。

会社は、今後とも真摯に貴組合と争議解決に向けた協議、交渉を行っていきますが、貴組合が本件のような労使協議の基本に反する行為を繰り返すようなことがないよう強く求めます。

以上